

はしご・脚立からの 墜落・転落災害をなくそう!!

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、危険をそれほど感じずに使用していることが多いのではないのでしょうか。

しかし、過去の災害事例を見ると、死亡に至る災害も少なくありません。

はしごや脚立を安全に使用して、災害から身を守りましょう。

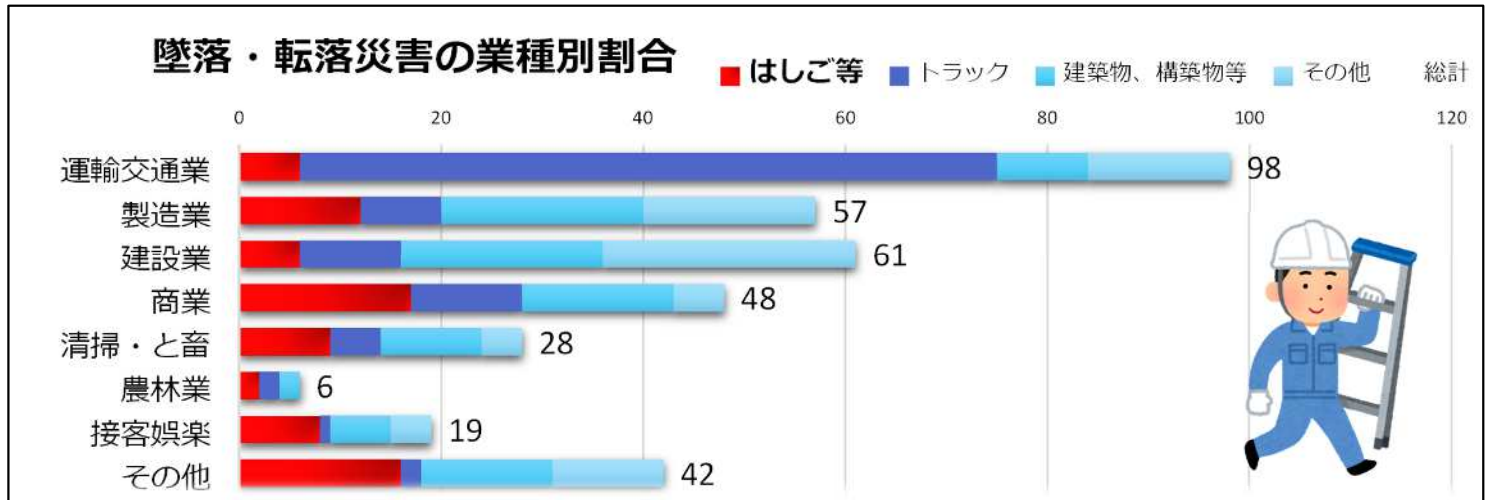


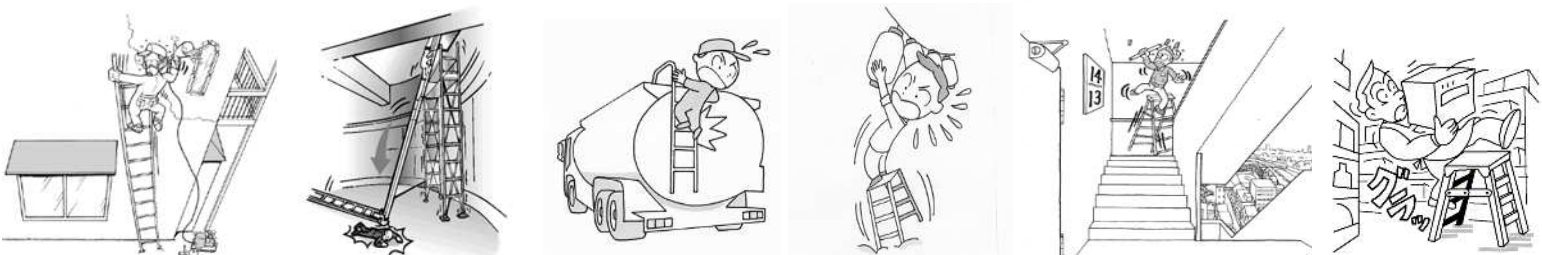
図-1 群馬労働局管内の墜落・転落災害における業種別・起因物別労働災害発生状況（令和7年） 資料：労働者死傷病報告

はしご等に起因する災害事例（群馬）

発生年	業種	年齢 休業見込等	発生状況	傷病性質	傷病部位
R4	建設業	30歳代 休業6か月	資材置き場の片付け中、両手で一斗缶を抱えながら脚立を降りようとした際、足を滑らせ墜落した。	骨折	ひざ
R5	製造業	20歳代 休業2か月	脚立にまたがって高所の清掃作業をしていた際、バランスを崩して墜落した。	骨折	ひじ
R6	火葬業	50歳代 死亡	三脚脚立を使用して立木の剪定作業中、バランスを崩して墜落し、死亡した。 ヘルメット未着用	打撲傷	頭蓋部
R7	接客娯楽業	60歳代 死亡	高さ3メートルの三脚脚立を使用して樹木の伐採作業中、バランスを崩して墜落し、死亡した。 ヘルメット未着用	打撲傷	頭蓋部

＜典型的な災害発生パターン＞

資料：労働者死傷病報告



- はしごの昇降時に手足が滑る
- はしごが転位する
- はしごの上でバランスを崩す
- 脚立の天板に乗りバランスを崩す
- 脚立にまたがってバランスを崩す
- 荷物を持ちながらバランスを崩す

使う前に検討しましょう！

- はしごや脚立の**使用自体を避けられませんか？**
- 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できませんか？**

足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

移動はしごの安全使用のポイント

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



しっかり固定！

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない 高所作業」中央労働災害防止協会編

脚立の安全使用のポイント

3点支持を確実に守る（ ）

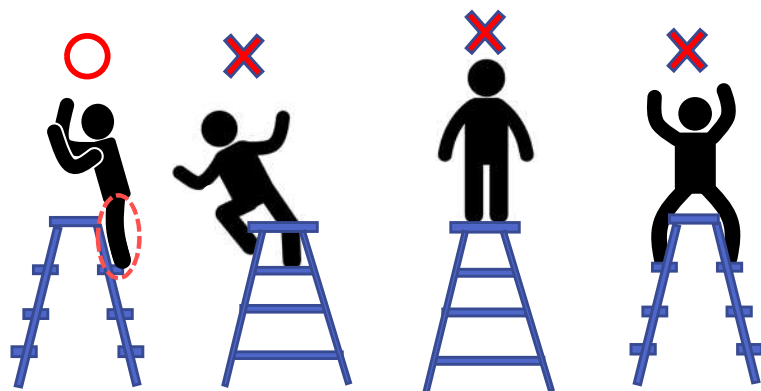
脚立の幅の外へ、身体の重心（へそ）

を乗り出す行為は禁止

天板上での作業は禁止

脚立にまたがる作業は原則禁止

（またがる場合は、アウトリガー等を装着するか、補助者に支えてもらう）



3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指しますが、身体の重心を脚立にあずける場合（太ももから腰周辺を脚立に接することが望ましい）も、両足と併せて3点支持になりますので、脚立の選定等にご留意ください。

必ず墜落時保護用のヘルメットを着用しましょう！

ヘルメットの着用ポイント

必ず保護帽を着用！



特に**1**と**3**を忘れずに！
（死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです）

（着用時 **5**つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

群馬労働局労働基準部
健康安全課

安全衛生に係るリーフレットはこちら→

